

# 憲法調和的なAI社会は可能か？

慶應義塾大学法科大学院教授

山本 龍彦

[yamamomo@wg8.so-net.ne.jp](mailto:yamamomo@wg8.so-net.ne.jp)

# I .バーチャル・スラムと個人の尊重

## 【シナリオ】

通信事業を行うY社は、新卒採用に、採用希望者の適性をAIに予測評価させるプロファイリングシステムを導入している。ただし、この予測評価を導くアルゴリズムは公開しておらず、希望者のどのような情報を、どのようなウェイトで考慮しているのか、外部には具体的にわからないようにしている。

大学4年生のXは、Y社への入社を希望し、エントリーシートを送付したが、その後、不採用を知らせる連絡を受けた。Xは、エントリーシートに記入した事項以外の情報（例えば、SNSに関する情報）も広くAIの予測評価に使われていることを知り、自分の何がAIの評価を下げたのだらうと悩み始めた（SNSで市民運動家のAと「友達」になっているの悪かったのか、数年前に外国の反政府活動家の写真に「いいね」を押したのが悪かったのか）。どうしてもY社に入社したいXは、就職浪人することに決め、卒業後にファスト・フード店でアルバイトを始めた。しかし、翌年も、エントリーシートの送付後に不採用を知らせる連絡を受けた。Xは、ためしに、Y社のプロファイリングシステムと同じシステムを導入しているB社やC社にもエントリーシートを送付したが、やはり不採用の連絡を受けた。

Xは、思い切って、Y社に対して、AIの「意思決定」プロセスを開示するよう求めたが、営業上の秘密に当たるなどとして拒否された。Xは、その後もAIに「嫌われる」理由がわからず、自己改善の方向性もわからぬまま、採用にAIによるプロファイリングシステムを導入していない低賃金のアルバイト職を転々とした。

# I .バーチャル・スラムと個人の尊重

Xは、アルバイトをしながら独学でビジネスの勉強を始め、30歳を迎えたときに自ら事業を始めようと、D銀行に対してオンライン上で融資を申し込んだ。D銀行は、融資判断の際に、申込者の返済率や信用力をAIに予測評価させるプロファイリングシステムを導入している。Xは嫌な予感がしたが、案の定、オンライン上で、D銀行から融資できないとの回答を受けた。そこでも、予測評価のアルゴリズムや、融資が拒否された理由などが開示されることにはなかった。そのためXは、融資が拒否された理由が、低賃金のアルバイトを長年続けていたことにあるのか、それとも別のところにあるのかがわからず、途方に暮れることとなった。

Xは、その後数年、AIの予測評価システムを導入しているあらゆる組織から排除され続け、自らが社会的に劣った存在であると感じるようになった。Xは、自分以外にも、明確な理由もわからずAIの予測評価によって社会的に排除され続けている者たちが多数存在し、仮想空間において「スラム」（バーチャル・スラム）を形成していることを知った。しかしXは、その者たちとSNSで交流すると、信用力などに関するAIの予測評価がさらに下がるという噂を聞いていたために、悩みを共有する相手もいないまま、孤立を深めていた。そのとき携帯していたスマートフォンが鳴り、日々の生活記録などからユーザーの健康を管理する団体から、「あなたはいま鬱状態にあるようです。気を付けてくださいね」というメッセージが届いた。Xは、そのメッセージをみて、かえって生きる気力を失った。

# I .バーチャル・スラムと個人の尊重

## 1 .AIによる自動評価（ベルトコンベア化される個人？）

- ▶ 「個人の尊重」の近代的意義（時間とコスト $\leftrightarrow$ 効率性と事前規定）

## 2 .ブラックボックス化による自己実現の困難

- ▶ 不条理な没落（カフカ的世界）：反論の機会？
- ▶ 「確率という名の牢獄」（マイヤー＝ションベルガー）
- ▶ 「演技」（ペルソナ）の失効（近代的人格概念）
- ▶ 「自然」と「作為」（丸山眞男）

## Ⅱ. 過去の拘束と個人の尊重

### 1. ノンフィクション『逆転』判決（最判平6・2・8）

- ▶ 「更生を妨げられない利益」（人生をやり直す自由？）
- ▶ データスティグマから解放する必要性（忘れられる権利）

### 2. 相続分規定違憲決定（最大決平25・9・4）

- ▶ 「子を個人として尊重〔すべき〕」という考え方から、「〔子が〕自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許され〔ない〕」の述べ、同規定を違憲

### 3. “More Data” vs. 個人の尊重？

# Ⅲ. アルゴリズムと差別（憲法14条）

1. 憲法14条：反差別原理

2. アルゴリズムによる差別（伝統的差別の再生産）

- ▶ 過少代表（underrepresentation）

- ▶ 既存バイアスの反映

→ State v. Loomis, 881 N. W. 2d 749 (Wis. 2016)

3. 新しい差別？

→ 「劣った」セグメント

# IV. 民主主義とAI

1. 「フィルター・バブル」 (イーライ・パリサー) と集団分極化現象 (政治的分断)

2. 「デジタル・ゲリマンダリング」 (ジョナサン・ジットライ  
ン)

- ▶ マーケティングされる選挙 (商品化される政治家)
- ▶ 選挙と統治の分断 (政治の正統性の揺らぎ)

3. 政治的代表とデータの代表

- ▶ ビッグデータにおける「一票の格差」
- ▶ 過少代表による不利益か、プライバシーか (プライバシー・ジレンマ)

# V.では、どうすればよいのか？

## 1.憲法調和的なA I 社会の実現を目指す

- ▶予測精度と憲法価値との衡量

  - 「見てはいけない」情報（排除的情報）の法政策的決定

  - アルゴリズム的アファーマティブ・アクション

- ▶デュー・プロセスの保障（不条理な没落を防ぐ手続。GDPR、Loomis?）

- ▶プライバシー権の再定位（名目的／実質的）

  - 「公正かつ正確」な予測とプライバシー・ゼロ？

  - プライバシーという「ノイズ」と信仰否定

## 2.憲法改正？